

（表記について）

- 2023 新規上場ガイドブック（グロース市場編）最終更新版からの改訂は以下の赤字の通りです。なお、表現の修正などの軽微な改訂は記載を省略しています。

ページ	新	旧
16	<p>（5）東証による上場承認以後</p> <p>①上場承認の発表</p> <p>東証からホームページ等で申請会社の上場を承認した旨及び上場予定日（注1）の発表を行います（公表に先立ち、東証内での内部決裁手続き終了後に上場の承認を決定したことを連絡いたします）。そして、上場に際して公募又は売出しを行う場合は約1か月後、他市場での既上場会社で公募又は売出しを行わない場合は、当該発表の約1週間の周知期間の後に上場することとなります。</p> <p>なお、上場日までの間は、引き続き、継続提出書類（取締役会議事録や監査役監査資料など）をご提出いただく必要があるほか、照会事項に関して、新たに報告すべき事項を認識した場合には、その時点でご報告いただく必要があります。また、上場承認の発表後において、公募又は売出しの中止などにより上場審査基準に抵触（注2）することとなった場合、上場承認を取り消します。</p> <p><u>（注1）上場予定日は、申請会社の希望により、特定日又は一定の期間（1週間程度）で発表します。</u></p> <p>（注2）形式要件未達のほか、上場時に想定される株主構成や比率が大きく変わることによって実質審査基準の適合判断が変わる場合も想定されます。また、首都圏での新規上場関連業務の継続が困難となる規模の大規模災害等が発生した場合も、原則として新規上場予定銘柄の承認を取り消すことを想定しています。</p>	<p>（5）東証による上場承認以後</p> <p>①上場承認の発表</p> <p>東証からホームページ等で申請会社の上場を承認した旨の発表を行います（公表に先立ち、東証内での内部決裁手続き終了後に上場の承認を決定したことを連絡いたします）。そして、上場に際して公募又は売出しを行う場合は約1か月後、他市場での既上場会社で公募又は売出しを行わない場合は、当該発表の約1週間の周知期間の後に上場することとなります。<u>また、単一の会社について複数市場を同時承認した場合、公開価格決定までに市場区分を決定します（上場しない市場区分については、有価証券新規上場申請取下書をご提出いただきます。）。</u></p> <p>なお、上場日までの間は、引き続き、継続提出書類（取締役会議事録や監査役監査資料など）をご提出いただく必要があるほか、照会事項に関して、新たに報告すべき事項を認識した場合には、その時点でご報告いただく必要があります。また、上場承認の発表後において、公募又は売出しの中止などにより上場審査基準に抵触（注）することとなった場合、上場承認を取り消します。</p> <p>（注）形式要件未達のほか、上場時に想定される株主構成や比率が大きく変わることによって実質審査基準の適合判断が変わる場合も想定されます。また、首都圏での新規上場関連業務の継続が困難となる規模の大規模災害等が発生した場合も、原則として新規上場予定銘柄の承認を取り消すことを想定しています。</p>
19・20	<p><u>《上場承認以後上場までのスケジュールに関するQ&A》</u></p> <p><u>上場に際しての公募又は売出しを行う場合、上場承認から上場日までのスケジュールは、実際のファイナンス日程（プレマーケティング期間やブックビルディング期間、条件決定取締役会や訂正届出書提出のタイミング等）によって異なります。具体的な日程は主幹事証券会社にご相談ください。</u></p> <p><u>なお、上場承認前の機関投資家向けの需要の状況に関する調査や上場日程の柔軟化を目的に上場承認前に有価証券届出書（以下「承認前届出書」といい、承認前届出書を利用するファイナンス手続きを「承認前提出方式」といいます。）を提出する場合は【承認前届出書に関するQ&A】も併せてご参照ください。</u></p> <p><u>Q1：上場承認日に公表する上場日を一定の期間（〇月〇日～△月△日）とした</u></p>	<p><u>【上場承認以後上場までのモデルスケジュール】</u></p> <p><u>（注）下記はあくまでモデルスケジュールであり、実際のファイナンス日程（プレマーケティング期間やブックビルディング期間、条件決定取締役会や訂正届出書提出のタイミング等）は、申請会社ごとに異なります。</u></p> <p><u>（1）公募・売出しを行う場合の例（未上場会社）</u></p>

ページ	新	旧
	<p><u>場合、上場日はいつまでに確定する必要がありますか。</u></p> <p><u>A 1：上場承認時点での上場予定日を一定の期間とした場合には、上場日の4営業日前までに上場日を確定する必要があります（通常、仮条件決定又は公開価格決定時にファイナンス日程の確定と併せて上場日も確定します）。確定した上場日は、申請会社からの公表に合わせて東証からも公表します。</u></p> <p><u>Q 2：ファイナンススケジュールの変更（延長）に伴う上場日の延期は可能ですか。</u></p> <p><u>A 2：上場4営業日前に上場日を確定する前であれば、ファイナンススケジュールの変更（延長）に伴い上場日を延期することが可能です。ファイナンススケジュールの変更（延長）の可否については、主幹事証券会社及び財務局とご相談ください。なお、上場日を延期した場合、上場日までは継続提出書類（月次取締役会資料、業績資料等）の提出のほか、申請書類（各種説明資料など）の更新が必要となる場合があります。</u></p> <p><u>Q 3：上場日の変更が認められない（上場承認が取り消される）場合はありますか。</u></p> <p><u>A 3：有価証券届出書が取り下げられ、ファイナンスが中止となる場合には、上場承認を取り消します。また、上場適格性に疑義が生じた場合にも、ファイナンススケジュールの延長ではなく、原則として上場承認を取り消して確認を行います。</u></p> <p><u>Q 4：公開価格で判定される形式要件の充足状況により上場する市場区分を決定することは可能ですか。その場合、上場する市場区分はいつまでに決定する必要がありますか。</u></p> <p><u>A 4：形式要件の充足状況により上場する市場区分を決定するため、同一の基準事業年度で複数の市場区分に申請し、同時承認を受けることは可能です。この場合、公開価格決定までに市場区分を決定いただきます（上場しない市場区分については、有価証券新規上場申請取下書をご提出いただきます）。</u></p> <p>【承認前届出書に関するQ&A】</p> <p><u>Q 5：承認前届出書はいつから財務局に提出することができますか。</u></p> <p><u>A 5：具体的な承認前届出書の提出スケジュールについては、主幹事証券会社及び財務局とご相談ください。なお、承認前届出書の提出には証券コードが必要ですが、予め承認前届出書の提出予定日をエントリーシートに記載をいただいた場合、証券コードは上場（予備）申請の3週間後から発行可能です。上場申請後に承認前届出書を提出することとなった場合、証券コード付与の手続きのため、承認前届出書の提出予定日の3週間前までに審査担当者にご連絡ください。</u></p> <p><u>Q 6：承認前提出方式を活用する場合、Iの部の開示内容の審査はどのように行</u></p>	<p>(図：削除)</p> <p><u>(2) 公募・売出しを行う場合の例（既上場会社）</u></p> <p>(図：削除)</p> <p><u>(注) 有価証券届出書の提出から届出効力発生までの期間は、届出書の参照方式適格要件を満たしている会社は7日間となります（また、日数については必要に応じて30日まで延長することができます。）。</u></p>

ページ	新	旧
	<p><u>われますか。</u></p> <p><u>A 6 : I の部の開示内容の審査は上場承認まで継続します。承認前届出書の提出から上場承認までに審査の過程で I の部に記載すべき事項が確認された場合は、承認日に訂正届出書を提出することで I の部の記載内容を、有価証券届出書に反映することが考えられます。</u></p> <p><u>※上場日及び承認前届出書等の取扱いは、日本証券業協会ホームページ「IPO における公開価格の設定プロセスの見直しについて」も併せてご参照ください。</u></p> <p><u>https://www.jsda.or.jp/shijyo/minasama/koukaikakaku.html</u></p>	

以 上